

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3332号)

令和8年4月2日

横情審答申第3332号

令和8年4月2日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和7年1月24日鶴税第565号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成30年度税務課収納担当庶務班事務分担表（平成30年4月13日～）」
外15件（別紙一覧）の開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、平成30年度から令和6年度までの税務課収納担当庶務班事務分担表を特定し、開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「男性職員と比較したときに「女性職員へ相対的な負担軽減」を行う根拠となる文書 上記の負担軽減がないと主張する場合は下記の事実を説明できる文書 ※請求者は・・・男性職員の負担が大きくなるような場面に当たってきました。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和6年10月31日付で行った、平成30年度から令和6年度までの税務課収納担当庶務班事務分担表（以下「本件審査請求文書」という。）の開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の開示決定についての理由説明要旨

実施機関が、本件開示請求に対し本件審査請求文書を特定して開示した理由は、次のように要約される。

審査請求人は、開示請求書に「男性職員と比較したときに「女性職員へ相対的な負担軽減」を行う根拠となる文書」と記載していることから、本件審査請求文書を特定した。

審査請求人は、審査請求書において、本件審査請求文書は請求した対象文書ではないとの旨の主張をしているが、本件審査請求文書以外には、対象となる文書は作成も取得もしておらず、保有していない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び主張書面において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、審査請求人が求めた文書を開示せよ。
- (2) 開示された文書は審査請求人が開示請求した内容と異なる。労働基準法等のように貴庁が「女性職員へ相対的な負担軽減」を行う根拠となる文書を開示せよ。
- (3) 鶴見区税務課収納担当が開示した事務分担表には、「力作業については男性職員

が応援実施」と記載されている。しかし、これは単なる業務分担の一例であり、負担軽減の根拠を示す文書とはいえない。

- (4) 審査請求人は、開示請求書で「暴れている市民への対応」や「緊急時の配備」と例示したが、これらに関する「男性職員と比較した場合の女性職員の負担軽減」を示す文書は開示されていない。
- (5) 従前に責任職が行っていた「郵送物の確認」「本店照会」等を、担当者も行う業務に変更したが、担当者に対してその代替となるような負担軽減を行わなかった。また、審査請求人が在籍していた際は、事務分担表に「R5から係長」と記載のあった集計作業の一部も担当者が行っていた。

5 審査会の判断

(1) 鶴見区税務課の分掌事務について

鶴見区税務課では、鶴見区における横浜市区役所事務分掌規則（昭和52年6月横浜市規則第68号）第2条第1項総務部の項税務課の部に掲げる市税の賦課に関する事（給与所得に係る特別徴収に係る個人の市民税及び県民税の賦課（減免及び証明に係るものを除く。）に関するものを除く。）、市税に係る徴収金の収納に関する事（収納状況の記録管理及び給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関するものを除く。）、市税に係る徴収金の滞納処分に関する事等の事務を分掌している。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、男性職員と比較して女性職員へ相対的な負担軽減を行う根拠となる文書、「男性職員が暴れている市民の対応をしてほしい」及び「力仕事は男性が行ってほしい」と言われた事実を説明できる文書並びに「緊急時の配備」で若い女性職員の負担が軽減されていた事実を説明できる文書と解される。

(3) 本件審査請求文書の特定について

ア 審査請求人は、対象行政文書の特定の不備を主張しているため、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

- (ア) 労働基準法等の労働関係法令に規定されているような業務も含めて、鶴見区税務課において、妊婦及び産前産後の女性に対して就かせてはならない業務はなく、女性職員へ相対的な負担軽減を行う根拠を記載した文書、記録、通達、要綱、内部規則、マニュアル、ハンドブック等（以下「根拠規定等」という。）

は存在しない。

- (イ) 労働基準法等の労働関係法令に規定されているような業務も含めて、鶴見区税務課において、女性にとって危険又は有害であるとして、女性に対して就かせてはならない業務はなく、女性職員へ相対的な負担軽減を行う根拠を記載した根拠規定等は存在しない。
- (ウ) 鶴見区税務課において、窓口で暴れている市民等がいる場合、行政対象暴力に対する対応を行い、状況により、所轄の警察署に通報し、対応を依頼する。
その対応の根拠として「行政対象暴力」等に関する対応マニュアルが存在するが、同マニュアルには上記のような場合に男性職員が対応するとの説明、女性職員へ相対的な負担軽減を行う根拠、「緊急時の配備」につき若い女性職員の負担を軽減する旨の説明及び性別によって負担軽減を行う根拠の記載はない。
- (エ) 財政局では市税滞納整理業務研修に使用している「不当要求対応マニュアル」が存在する。
しかし、同マニュアルには窓口で暴れている市民等には男性職員が対応するとの説明の記載はなく、女性職員へ相対的な負担軽減を行う根拠、「緊急時の配備」につき若い女性職員の負担を軽減する旨の説明及び性別によって負担軽減を行う根拠の記載もない。
- (オ) 「力仕事は男性が行ってほしい」と言われた事実を説明できる文書については、事務分担表が存在するが、既に関示済みであり、その他に文書、記録等は存在しない。
- (カ) 審査請求人が主張する「緊急時の配備」とは防災対応と考えられるが、特定はできないものの、「緊急時の配備」につき、性別によって負担が異なるということはないので、若い女性職員の負担軽減の根拠を記載した根拠規定等は存在しない。
- (キ) 審査請求人が主張する「従前は責任職が行っていた「郵送物の確認」「本店照会」」等を他の職員の業務として行うようにしたことはあるが、性別によって業務負担が異なるということはなく、女性職員へ相対的な負担軽減を行う根拠及び性別によって負担軽減を行う根拠となる根拠規定等は存在しない。
- (ク) 審査請求人が主張する「事務分担表に「R 5から係長」と記載のあった集計作業の一部も担当者が行っていた。」というのは、従前は責任職が行っていた業務を審査請求人を含む他の職員も業務として行うようにしたということであ

るが、性別によって業務負担が異なるということはなく、女性職員へ相対的な負担軽減を行う根拠及び性別によって負担軽減を行う根拠となる根拠規定等は存在しない。

イ このような実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、本件処分については、対象文書の特定に足りないところはないと認められる。

(4) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を特定し、開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 板垣勝彦、委員 飯島奈津子、委員 山本窓丞

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 7 年 1 月 2 4 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 7 年 3 月 3 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和 7 年 3 月 5 日	・審査請求人から主張書面を受理
令和 8 年 2 月 5 日 (第51回第四部会)	・審議
令和 8 年 3 月 5 日 (第52回第四部会)	・審議